

令和5年度名護市飼料価格高騰対策事業のご案内

飼料価格の高騰による畜産経営の影響を緩和するため、市内の畜産農家等が負担する飼料の購入経費の価格上昇分の一部を補助します。

対象者

市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人で畜産業(牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、山羊)を営み下記の条件を満たすもの。



- ① 参加申請以降も畜産業に取り組む意思があること。
- ② 令和5年4月から参加申請時までに出荷実績等があること。
- ③ 市税の滞納がないこと。(※但し、分納相談等行われ徴収が猶予されている場合は除く)

市税とは、市民税(個人・法人)、軽自動車税、市たばこ税、固定資産税、国民保険税

補助額

補助額算出方法

$$\text{※補助額} = \left(\text{※当年の飼料費} - \frac{\text{当年の飼料費}}{\text{※価格上昇率}} \right) \times 50\% \text{以内}$$

※補助額：1,000円未満切り捨て
(予算を超える場合は、予算の範囲内で按分となります。)

※当年の飼料費：令和5年4月～12月までに自己で利用するために購入した飼料代(税抜額)
但し、
①粗飼料は除く
②配合飼料価格安定制度等による補填金等の額を差引く

※価格上昇率：農林水産省より公表される農業物価統計調査の農業物価指数(令和2年基準)における、令和3年度と令和4年度の飼料価格指数(概数含む)の平均と、令和5年4月から11月までの価格指数の平均(公表時点)における価格指数の平均との割合とする。



$$\text{価格上昇率 (少数第3位切捨)} = \frac{\text{令和5年4月～11月までの価格指数平均}}{\text{令和3年度と4年度の価格指数平均(132.1)}}$$

令和5年11月の価格指数は12月末公表予定

事業申請の流れ



提出書類

申請書等は市ホームページ（お問い合わせ先に記載したQRコード）でご確認下さい。
また名護市園芸畜産課窓口、屋部支所、羽地支所、屋我地支所、久志支所でも入手できます。

1. 事前参加申込時

※期限までに申込がない場合、事業を受けることができません。

- ①名護市飼料価格高騰対策事業参加申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③令和5年4月から事業参加申込時点までの出荷実績が確認できる書類（写し）
- ④令和5年4月から11月までに購入した飼料の種類、数量、購入金額が確認できる書類（領収書等）（写し） ※
- ⑤配合飼料価格安定基金に加入している場合、契約書及び補填額が確認できる書類（写し）
- ⑥当該事業及び⑤に関連するもの以外で飼料高騰対策の補助を受けている場合は、その内容及び補助額が確認できる書類（写し）

※④について、必ず飼料会社等の押印があり、購入者と申込者が同一と確認できること。また事業参加時点で11月分について提出が出来ない部分がある場合は、令和5年12月28日までに提出すること。

2. 交付申請（実績報告）時

- ①名護市飼料価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）
- ②市税を滞納していない又は徴収猶予がわかる書類（完納証明等）（税務課、国民健康保険課発行）
- ③令和5年12月に購入した飼料の種類、数量、購入金額が確認できる書類（領収書等写し）
（飼料会社等の押印及び領収者の宛名が申請者と同一と確認できること）
- ④参加申込時の⑤、⑥について変更、追加があった場合は内容がわかる書類（写し）

3. 交付決定（確定）後

- ①名護市飼料価格高騰対策事業補助金請求書（様式第8号）

上記1～3の記載以外でも追加で資料提出をお願いする場合があります。

【申請期限】 事前参加申込：令和5年11月20日（月）～ 令和5年12月20日（水）

【受付場所】 名護市園芸畜産課窓口 または 郵送（申請期限の消印有効）

※郵送の場合簡易書留やレターパックで郵送。

【受付時間】 平日 午前：8時30分～12時まで
午後：13時～17時15分まで

※土日祝日を除く

<問い合わせ先・送付先>

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号
名護市役所 園芸畜産課 畜産係 飼料高騰対策担当
TEL 0980-53-1212（内線262）

HPは
こちら

